

平成25年（2013年）第4回市議会定例会
上地克明議員提出議案（議員提出議案第5号）
説明要旨（25.11.27）

本日、議員提出議案第5号として提出する「横須賀市地域で支える条例（案）」について、提案者として主旨説明を行います。

提案をする過程で3つの論点を申し上げます。

1つは、「地域」という概念が生まれるための背景。

2つ目は「町内会・自治会」という地縁団体が本来任意団体であるにもかかわらず、担っている責務の大きさ。

3つ目に本条例案と今定例会で表決に付される「横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例」との位置関係です。

まず第一に、本議案の条例タイトルには「地域で支える」という言葉を用いていますが、まず「地域」という概念です。

横須賀市の小さな町で生まれ育った私は、何気ない日常の暮らしの中で地域社会と自分との位置関係を感じ取り、町の多くの人達に助けられ、「私の住む町」として郷土愛を育んできました。

家族や隣近所との日々のあいさつによりコミュニケーションの大切さを学び、自分の家のまわりは自分で清掃するという責任感を育て、年上の子どもが小さな子どもを守りながら学校へみんなに登校することによる集団行動の意味を体感しました。地域の祭りでは、老若男女が神社や路上に集い、御輿を担ぎ飲食をともにすることにより心の通い合いを深めました、それらを通して人々は地域の歴史や文化を自然に継承してきました。

そこには、条例に規定された厳格な組織や、行政から押し付けられた地域運営というものは無く、人と人との心と体のふれあい・関わり合いの中から「郷土愛」が生まれ、「地域」という言葉が初めて醸成されてきました。私は貧しかったのですが、これまで道を踏み外さなかったのは、行政のおかげでもなければ、国家の力でもなく、この地域の温もりによって育てられたからと確信しています。つまり、「地域」とは地理的・組織的概念よりも、むしろその土地、土地に育った風土、文化、精神であり、これらを尊重して、条例という形に起こすことこそが今、必要なのではないかと考えました。

次に、「町内会・自治会」の存在です。先に述べたように、その土地、土地に芽生えた風土・文化・精神を、個々人の抱く郷土愛や地域の連帯感から地域活動という集団組織にまとめ上げ、現在まで地域運営の中核を担ってきたのは、「町内会・自治会」という地縁組織でした。これらは、法律的設置根拠や行政による保護を受けることがない任意団体です。

現在、横須賀市内には 364 の町内会・自治会が存在しています。近年、町内会等の法人化への流れは認められますが、法人化はあくまでも組織内部の運営における手続きの透明化と第三者への対抗要件の確立であり、行政と町内会との位置関係や契約関係は依然として曖昧なものです。

しかし、任意団体であるにもかかわらず、実際に「自治会・町内会」が行政側から課せられている業務は実態として「広報紙配付・コミュニティ推進・美化推進・資源回収・防犯灯設置点検」など、実に膨大な範囲に上ります。行政が町内会活動を補助していると言うよりも、まさに、行政に取り込まれていくという、行政が任意地縁団体に依存している構図が出来上がっています。

さらに、地域の力が下降傾向にある本市にあって、「町内会・自治会」は、将来の本市の活性化にも必然的に重要な役割を担うことになるでしょう。

これら「町内会・自治会」のこれまで担ってきた機能や今後の活動について正当に評価しない限りは、あらゆる組織も手続きも魂を欠いたものに墮落していくでしょう。

条例提案に際しての3つ目の論点です。

時間軸や実態論からすれば、まずは町内会・自治会が始まりです。

本日提案する「横須賀市地域で支える条例（案）」は、これまで述べてきた地域の「風土・文化・精神」、そして地縁団体である「町内会・自治会」の果たしている役割を評価・再確認をして、別号議案となっている「横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例」の根拠を明らかにするものであります。町内会・自治会そのものに法的根拠を与えることは条例では不可能ですが、実態論として本条例を議員立法として確立し、これを補完する形で行政発議の「地域運営協議会条例」を検討することが極めて合理的であり、現実との整合性が図られていると考えられます。

横須賀市の歴史の流れの中で、培われてきた地域の誇りと文化を精神的な基盤として、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる社会を実現するために、「横須賀市地域で支える条例（案）」を提出いたします。

各条文の概要をご説明いたしますと、条例（案）前文では本市の時代背景を述べた上で、安心・快適な社会の実現を目指す本条例の意義を述べ、第1条の「目的」へ導いています。

第1条では、市民及び地域活動団体等の役割や本市としての責務を

述べています。

第2条は、用語の定義の中で「市民の範囲」と「地域活動」を定義しています。ここでは、「横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例」には明文化されていない「町内会・自治会」という文言も当然に含まれています。

第3条では、家族・近隣間の人と人との絆という視点から市民の役割を述べました。

第4条は、未来を担う市民としての子どもたちに目を向け、その成長を担う家庭や地域社会の役割を述べました。子どもの権利条約を見るまでもなく、本市としても子ども達に対する地域社会の関わり方を条例で明確にする必要を感じました。

第5条では、地域活動団体の役割、第6条では市内に展開する事業者にも役割分担をお願いしています。

第7条では、前条までに述べた役割や活動を推進するための本市の関わり方を述べています。

第8条は、本市職員を積極的に地域活動へ導いています。

第9条にて、前条までに規定する様々な役割や方針を具現化するための市の施策展開の基本方針を財政上の措置を含め10項目述べました。

以上の条文構成により、本市における市民・地域団体・行政などの位置づけと明確な役割分担を行い、もって「基本となる市民と自治の関係」を整理し、将来に向けた「地域運営」のあり方の議論に道筋を開くものとなりました。

議員各位の真摯な審議と条例制定に向けたご理解を賜るようお願い申し上げます、「横須賀市地域で支える条例（案）」に関する主旨説明を終わります。

ありがとうございました。